

外国人児童生徒及び保護者への教育支援に関する研究

—— 2つの事例への実践をもとに ——

藤井 とし子* ・ 三輪 壽二**

(2017年10月25日受理)

A Practical Study of Educational Support for Foreign Students and Parents

Toshiko FUJII and Syuji MIWA

キーワード:外国人児童生徒, 教育支援, 異文化, 学習支援, 保護者への教育相談的支援

外国人児童生徒への教育支援について、児童生徒への学習支援及び保護者への教育相談的支援の2つの側面から、どのような支援が必要であるかを考察した。方法は、それぞれの支援に関して、筆者たちが担当した事例検討である。2つの事例をもとに実践研究を行い、今後の課題をまとめた。第一に、児童生徒に対する日本語指導を含んだ学習支援に関する指導方法の工夫、それを支える学校内体制の在り方等について実践及び考察を行った。他方、外国人児童生徒への支援は、学級での仲間形成等の学級経営的観点が必要であることを重視して実践研究を行った。第二に、外国人児童生徒の場合、生徒指導上の問題等も教育支援の重要な側面であり、保護者への教育相談的支援が必要であるという視点から保護者事例の実践研究を通して今後の課題を考察した。その結果、外国人児童生徒への教育支援について、本人と保護者両方に対する支援、及び外国人として培ってきた文化・価値観と日本のそれとの相互的尊重の観点に立つことの必要性を指摘した。

問題と目的

近年、日本の学校教育を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、多様化する児童生徒の状況や問題に取り組むことが求められている。その中に、外国人児童生徒への教育支援という課題がある。この課題は、国際交流の観点からも論じられてきたが、「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について(報告)の概要」において、多文化共生・異文化理解に基づく教育の必要性を一つの軸として位置づけられている。

そして、文科省は、平成31年度から教員養成のための教職科目に「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の開講を義務づけたが、その授業の中で外国人児童生徒に対する教育支援の取

*茨城大学教育学研究科 **茨城大学教育学研究科

り扱いを必須としたことは、良し悪しは別にしても、「特別の支援を要する」という文脈で、インクルーシブ教育の一環として、外国人児童生徒に対する教育支援の位置づけが模索されていると考えられるかもしれない。

外国人児童生徒の教育支援が問題化したのは、1990年6月の「出入国管理及び難民認定法」改正以降である。当初は、南米出身の日系人のニューカマーが多かったが、さらにグローバル化が進行する中で、日本語を使えない外国人あるいは外国籍の児童生徒、保護者が外国人である場合などの教育活動が求められるようになった。文科省は、「外国籍の児童生徒に加え、日本国籍であるが、両親のいずれかが外国籍である等の外国につながる児童生徒」を「外国人児童生徒等」と定義して、その教育支援の在り方について議論を続けている。

外国人児童生徒の数については、文科省の報告によると、2014年には公立の小・中・高校等に在籍する外国人児童生徒数は73,289人、これらのうち日本語指導が必要な児童生徒数は29,198人で、これに日本語指導が必要な日本国籍を有する児童生徒7,897人を合わせると37,095人となり、これらの日本語指導が必要な児童生徒数はこの10年で1.6倍になっている。

このため、文科省では、「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」を設置し、前述したように、2008年6月に「外国人児童生徒教育の充実方策について」(報告)を取りまとめている。また、2015年11月に「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」を立ち上げている。こうした流れの中で、その基本的な考え方は、“多様化する児童生徒に応じたきめ細かな指導、日本語指導、適応指導、学力保障等の総合的な指導の必要性”、“外国人児童生徒等のライフコースの視点に立った体系的・継続的な支援、ロールモデルの提示”といった総合的な教育支援に向かおうとしているが、やはり、学習支援にその中心があることは否めない。

日本で暮らすことを考えれば、日本語の習得はある意味で当然であるが、「日本語指導」に焦点化された教育支援については、太田(2000)からも早くから疑義が提出されていた。現在では、「日本語指導」の意味づけが変化してきているが、この本質には学習支援を中心にする姿勢があることは確かである。そして、この「学習支援」や「日本語指導」の本質的問題は、日本社会への適応を求めることでよいのか、という問いなのである。外国人の側から見れば、異文化への強制的な適応か、自分が暮らしてきた文化と新しい文化との折り合いか、という問題であろう。

この問題と関連して、外国人児童生徒に生徒指導上の問題が起きやすくなるだろう。保護者が外国人である場合、文化や価値観の相違に戸惑い、それが子供たちの生活にも影響するという課題が浮上するからである。

それゆえ、本研究では、児童生徒への学習支援、学級経営の在り方、生徒指導上の問題とそれに付随する保護者への教育相談的支援を含んだ全般的な教育支援の方向性を、事例をもとに考察する。外国人児童生徒の多寡によって都道府県・自治体の対応の温度差はあるが、学習支援(日本語指導)は一定の対策が講じられてきた。しかし、各学校内の体制づくり、及び地域による援助体制の観点からは十分な対応がなされているとは言い難い。さらに、学級経営や生徒指導上の諸問題、保護者への教育相談的支援等は対策的には明らかに未着手で研究や報告がほとんどない状態である。本研究ではこれらについての実践報告(第2章藤井、第3章三輪)を行いながら、今後の外国人児童生徒とその保護者に対する教育支援の在り方について考察する。

1. 個と集団の中での指導で言葉や文化の壁を乗り越える

本章では、中国から転校してきた児童Aの事例検討を通して、外国人児童生徒への関わりの実践の経過をまとめ、児童生徒に対する関わりについて、何が問題となったか、問題解決のための実践に関する報告を行い、反省点を踏まえて今後何が必要かについて考察する。なお、個人情報保護の観点から本人が特定されるような情報については論旨に差し支えない範囲で事実とは異なる記述に変更していることをご了承願いたい。

(1) A(小5男子)のプロフィール

Aは、両親の再婚を機に来日し、P小学校5年生として転入した。中国人の母親と日本人の父親(継父)との3大家族である。Aはがっしりした体格で、運動はそれほど得意ではない。転入してきた当時は、日本語を話したり書いたりできないとの事前情報であった。両親に会ってみると、母親はほんの少し日本語が分かり、たどたどしいが会話はできる。父親は中国語が少し分かるとのことだった。

(2) 担任としての3つの不安

当時、担任である筆者が感じた不安は3つある。コミュニケーション、学習指導、そして文化についてである。

①どのようにコミュニケーションをとるか

コミュニケーションについては、日本語の読み書きができない子供といかに意思疎通を図るかということである。筆者は中国語に触れた経験がほとんどなく、どう話しかけたらよいかさえ分からず、真つ暗な中にぼつんと立たされたような気持ちだった。また、コミュニケーションの問題は、子ども同士の関係づくりにも影響する。Aが孤立したり、いじめられたりすることがないように、常に学級の様子に気を配っていかなければならないと考えていた。

②どのように学習に参加できるようにするか

学習指導については、図や写真、実験などの認知を補う情報が多用される算数や理科よりも、日本語の文章を読むことや読み取ったことを表現することが不可欠である国語において、指導や支援の方法が問題になる。また、教科の特性による指導の難しさだけでなく、学習活動についてどのように説明し、困ったときにどのように関わればよいかという難しさもある。何よりも、中国で5年生を終えて来日しているものの、それまでに何をどの程度まで学習してきて、それがどの程度身に付いているのかもよく分からない。Aの実態を何とか見取って、その実態に即した対応を考えていかなければならないと考えた。

③どのように文化のギャップを乗り越えるか

文化については、大人であっても住む場所や職場が変わるとその場所特有の風習やローカルルールといわれる見えないきまりに戸惑い、無理に合わせようとするばストレスの原因にもなる。中国から日本に来たとなれば、生活スタイルも学校での過ごし方も異なるはずである。それゆえ、みんなこうしているのだから同じにしなさいといったことは、決して求めることはしないようにしようと心に決めた。どんなことも慣れるには時間や経験が必要だと考えたからである。

(3) 個と集団の関わりを生かす

外国人児童を受け入れる学級担任として、以上のように悩んだ末、まずは、当たって砕けろの精神で、Aを知ることに努めた。次いで、学校内の人的資源（担任以外の教員や学級の子供たち）を生かしながら関わっていくことを考えた。Aに集中的に迫っていく場面と、学級集団の中で支援していく場面を織り交ぜていくことにした。

①Aを知るための試み

Aを理解し必要とする支援を考えるために、まずはAに担任として個別に向き合ってみることにした。「学校はどうか」「困っていることはないか」など色々話しかけてみたが、Aは首を傾げるばかりだ。顔の表情にやや緊張が見て取れる。そこで、気持ちや場所など、伝えたいことや聞きたいことを文字にしてみた。漢字で紙に書くと、Aはその文字から想像し、筆者の意図を理解できるようだった。「ああ、ああ」と首を縦に振っている。Aも自分の言いたいことを漢字で書いてくれた。日本と同じ表記の漢字もあるが、少し簡略化したような表記もあり、筆者が初めて目にするものもあった。しかし、コミュニケーションをとるのに筆談という方法がとれること、書き言葉（漢字）で補えることが分かり、ほっとした。

時間をかけてやりとりを重ねると、日本語の音声表現でも伝わるものがあることが分かった。それは、「ケロロ軍曹」、「ポケットモンスター」など日本のアニメに関する言葉である。登場するキャラクターの名前や主題歌などは声に出して言うことができた。日本の漫画やテレビでそれらを見た経験があり、気に入っているようだった。Aの表情の硬さがいくらか和らいだ感じがした。

このように、理解可能な表現にしたり、興味をもっている話題を探したりすることで、やりとりが増えていった。さらに、Aは、家に帰ればたどたどしいが日本語を話せる母親と日本人の父親がいるため、日本語を使って日常会話ができるようになるまでにそれほど時間はかからなかった。それに伴って、学級内、学年内の子供たちとのやりとりも徐々にスムーズになり、友達になって一緒に活動する様子が見られるようになっていった。

②集団での学びと個別の取り出し指導

日常生活で日本語を話せるようになっても、学習面での言葉の躓きは当然起こり得ると考えた。言葉の躓きが学習の遅れにつながらないように、その部分をフォローしながら学習内容の定着も目指していく方法として、集団での学びと個別の取り出し指導を位置付けることにした。

たとえば、算数は、同学年の子供とともに学ぶことを基本とした。学年の子供を習熟度別にし、少人数での授業を単元の指導計画の中に位置づけた。多くの考えで練り上げる必要がある時間は習熟度で分けずに全体で行ったが、実測などの活動をもとに考えたり、練習問題をしたりする時間は少人数で行った。少人数での学習は、分からないときに気兼ねなく教師に質問ができるよさがある。教師にとっても、Aが活動できているかどうかを容易に確認でき、躓いている姿があればそっと脇に行きつめてゆっくりとした話し言葉とノートへの書き言葉で支援することができた。また、人数が少ないことで和やかな雰囲気が生まれ、子供同士のやりとりも多くなった。そのため、周りの子供からAへの理解が進み、Aも徐々に自分を開き、自分の考えを発言することが増えていった。問題場面の状況や問いの意味を理解できれば、Aは生き生きと学習に取り組むことができた。また、できないことや分からないことが恥ずかしいことではなく、それを一緒に考える楽しさを味わうことができる学習集団に少しずつなっていた。

しかし、集団として見るだけでは、A個別の学習状況を細かく見取ることができず、その時々の

状況に素早く対応して直接的、あるいは間接的に手を打つことの難しさを痛感した。

一方で、国語の時間は取り出し指導を行った。ここでいう取り出し指導とは、別教室にてA個人に合わせた指導を行うことを指す。日常的に使う言葉は徐々に理解できてきても、日本語を覚えることと日本語で考えることを並行して習得していくのは難しいのではないかと考えたからである。また、集団の中にずっといることでAがこれまで日常的に用いていた中国語を使うことに戸惑い、ストレスを抱えたり、寂しい気持ちになったりするのではないだろうか心配であった。そこで、在籍学級の国語の時間に、言語学級に通級できるようにした。言語学級では、たとえば、指を1本ずつ立てながら、「1, 2, 3, …」をAが中国語で言い、言語学級の先生が日本語で言うといった具合に学習していた。ものや現象の言い方を日本語で教えるだけでなく、これまで慣れ親しんできた中国語と日本語をものや現象を介してつなげていくようにしていた。そのようなやりとりを重ねていると、「カラオケ」のように中国語と日本語で同じ言い方のものもあることが分かり、Aは語彙を増やす学習に楽しんで取り組んだ。取り出し指導は言葉の強化に大変有効であった。

③戸惑いを見守る

転入して間もなく運動会が予定されており、それに向けての準備や練習が続いていた時期、もじもじして着替えがなかなか進まなかった。体の大きいAにとって、体操着への着替えに抵抗があったようである。ここでいくら「恥ずかしくないよ」と言ったところで、本人の不安はなくならないと考え、特に急かすこともせず、そのまましばらく見守った。周りの男子たちがどのように着替えをしているのか見て、まねをしながら徐々に慣れてきた。これで着替えはクリアである。

因みに、Aは運動会への参加も初めての経験であった。これまで大規模校にいたため、代表の子供のみが出場していたようだ。しかし、全員が運動会に出場することを知ると、Aも保護者も非常に喜んだ。練習中は、入退場や参加種目の演技方法などの指示が分からないことも多々あったようだが、周りの子供をよく見てそれに倣って行動していた。Aの真面目で柔軟な人柄が、環境への適応をスムーズにしたのではないかと考える。

さらに、一緒に5年生を担当していた教員が、次年度のAの担任となった。中国から来たばかりのAを筆者とともに見てきた教員だからこそ、Aの得意なこと、そうでないことを理解し、温かく卒業までを見守ってくれた。転入して1年後の運動会の頃には、日本語の読み書きもほとんど不自由なくできるようになり、すっかり日本の生活に慣れ、縦割り班のリーダーとしても活躍する姿を見ることができた。

(4) 考察と今後の課題

本事例は、外国人児童生徒を自学級に受け入れるに当たって筆者が不安に感じたことについて、学校内の人的環境を生かしながら取り組んできたものである。これらの手立てが、筆者の不安の解消とAの困り感にマッチしていたかどうか振り返り、違ったアプローチの可能性について考える。

①実践の考察と課題

今回は書き言葉(筆談)という方法と、同級生の集団とともに学ぶことでみんなの会話を聞き、教科の内容を通して理解を深めていった。さらに、取り出し指導でこれまで慣れ親しんだ中国語と新たに学ぶ日本語を関連づけながら言葉の強化を図った。言語学級の教員や少人数指導を可能とする加配の先生の存在など人的資源があるならば、非常に有効な方法であったと考えるが、どの時点で、個別の取り出し指導をやめて学級での授業のみに戻すかは慎重に見極める必要がある。長期間、

個別指導を続けることによって、日本語の読み書きには慣れるかもしれないが、文章の中身を読み取ることや考えたことを文章として表現することなど国語として身に付けなければならない力が十分に身に付かなくなるのではという危惧があるからである。

個別の取り出し指導だけでなく、同級生の集団の中で過ごす時間を大切にしてきたことは、これまでの生活経験で身に付いた習慣や文化の違いに自分自身で気づき、その違いを受け入れ、そして、乗り越える方法を考えることにつながった。「このようにしなさい」と指導した方が親切かもしれないが、無理矢理に早く馴染ませる必要はないと考えた。時間はかかっても、これまで自分がしてきたようにするのか、それとも周りを真似てみるのか、自己選択することが大切だからである。一人ひとり違うこと、それが当たり前であることを学級の子どもたちも受け入れられたことが功を奏したと考えられる。

言語学級への通級による学習内容とそのときの様子は担当教員から記録用紙を毎回受け取り把握するようにした。しかし、当時は個別の指導計画の作成を行っておらず、目標や見通しをもって計画的に進めることはできていなかった。さらに、次年度への引き継ぎにおいて身に付けたこととこれから身に付けて欲しいことを具体的に示すことはできなかった。受け入れた外国人児童生徒の実態にもよるが、本人及び保護者にいつまでにどうなりたいのかといった願いを聞いた上で、複数年計画で考えておく必要がある。さらに、小学校教員として、外国人児童生徒が小学校卒業後どのような進路をたどったのかについて知っておくとその後の参考になると考える。

そもそも、外国の現地校からの転入ということで書類も少なく、事前の情報はかなり不足していた。そのため、Aを理解するために、保護者と本人に働きかけるしかなかった。学校から家庭への連絡は、父親の積極的な関わりによって助けられた部分が大きかった。母親が少し日本語を話せたこともあり、家庭生活において日常的に日本語でやりとりをする環境にあったことは、Aの日本語習得に非常に役だったと言える。日常生活における言語環境の大切さを痛感した。

②異なるアプローチの可能性

外国人児童生徒を受け入れるに当たって、言語の問題、コミュニケーションの問題は大きな問題である。当該児童生徒にとっても、担任にとっても不安なことである。最近では、生涯学習が充実しているため、地域で開催される語学に関する市民講座等を利用して、担任が児童生徒の使い慣れた言語を学び、初期のコミュニケーションを成立させるといったことも考えられる。しかし、たとえ日本語が分からなくてもコミュニケーションをとれるようにするための方法を工夫するのは教師の努めである。

このことについて、アメリカの CAST によりまとめられた UDL (Universal Design for Learning) という原則で考えてみる。日本語を読み書きできないAに問題があるのではなく、Aが分かる表現でコミュニケーションを提供できないことに問題があると見るのである。Aが分かる表現を提供するためには、現在なら ICT を活用し、翻訳ソフトを用いることができそうである。常に教室にタブレットを置いておくことができれば、Aと教師、Aと学級児童のやりとりが可能となる。たとえば、日本語の音声言語から中国語の文字言語へ変換され、それに応えるために中国語の音声言語から日本の文字言語へ変換されるといったものが考えられる。しかし、この方法だと、タブレットに向かって話をしているのであり、顔と顔をつきあわせて話をしているという感覚が薄い。また、日本語を話さなくても生活できるため、日本語習得の必要感が生まれない。来日した初期はこ

の方法も有効であるが、時間や習得の経過によって手立てを変えていかなければならないだろう。

また、今回の実践のように言語学級、その他の教員の協力をどの学校でも得られるとは限らない。校内にそのような支援を頼める存在がなければ、校外に求めていくしかない。中央教育審議会答申「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について」（2015年12月21日）の中では、「帰国・外国人児童生徒等の増加や母語の多様化、学校への在籍における散在化、集住化が進展していることを踏まえ、国内の学校生活への円滑な適応や日本語指導などについて、個々の児童生徒の状況に応じたきめ細かな指導を行うための体制整備を推進していくことも必要とされている。」とされている。

では、外国人児童生徒に対して個に応じた指導を行うためのチーム体制を構築するには、どのようなスタッフが考えられるだろうか。たとえば、通訳を仕事としている人や地域に住んでいる日本語と中国語の両方が分かる人、中国語を履修した大学生などが考えられる。こうした人材を探す難しさもあるが、サポートしてもらう時間と内容の調整、保護者の承諾、費用面など多くの課題があるだろう。そこで学級担任としてできることは、支援の必要な外国人児童生徒の情報をできるだけ多く把握し、協力を得られるスタッフと共有し、誰に何をどこまでお願いするのかを明確にすることである。そして、個別の教育支援計画や個別の指導計画等を活用し、当該児童生徒や保護者の願いを受け止め、目標設定をした上で計画的に連携・協働をしていくことが大切である。チームとして支援していくからといって、担任教師の責任が軽くなるとか人任せでよいとかいうことはない。言葉や生活、学習など色々な面でサポートは受けるとしても、当該児童生徒の困り感を見逃さず、そして成長を見取り、その見取りをスタッフに伝えていく大きな役割を担っていると考えている。

2. 保護者に対する教育相談の立場から

外国人児童生徒への教育支援については、従来、児童生徒本人の学力保障が喫緊の課題となってきたし、そのための教育方法に関する対策が暗中模索の中で講じられてきたと言えよう。しかし、事例Aからもわかるように、外国人児童生徒の場合、課題は学力だけではなく、児童生徒がこれまでの生活の中で、あるいは家族の中でどのような価値観や考え方を伝えられてきたか、という文化・価値観の問題が根強く潜んでいる。

この文化・価値観の問題は、実は児童生徒のみでなく、外国人である保護者に顕在化することも多い。外国人児童生徒の保護者の少なくとも一方は外国人の可能性が高く、その保護者は他国の文化の中で長年暮らしてきたので、児童生徒よりも日本に馴染みづらい場合がある。学校（教育）に対する基本的な価値観や考え方が日本とは異なることも多い。文化・価値観の問題を抱える保護者の元で生活する児童生徒は、学力のみならず学校生活全般に影響を受けるわけである。つまり、児童生徒の学力保障以前の課題とも言える「異文化の価値観や暮らしに対する適応」の問題が存在する。そして、価値観が異なるため、結果として、児童生徒の「問題行動」に対して、「日本の教師から見える生徒指導上の問題」と「保護者から見える子供の教育上の問題」は異なっていて意味づけされることがしばしばである。

本研究では、事例Xの教育相談について報告し、検討を加える。なお、個人情報保護の観点から論

旨に支障がない程度に、事例についての情報を一部変更等してある。

Xはフィリピン人の保護者(母親)である。Xは、日本人の男性と結婚したが、日本での暮らしは2年ほどで、筆者のところに相談に訪れた当時、日本語によるコミュニケーションは達者とは言えないが、日常生活に多少難を抱える程度であった。子供は中学2年生、小学校6年生でいずれも女子である。Xは中学2年の長女の「問題行動」に関して担任教師から勧められて、筆者が相談業務を行っている相談室を訪れた。

(1) 生徒指導上の問題を抱えた母親事例Xの概要

【事例X】 主婦(パート) 年齢は当時40歳前半、フィリピン人

①経過及び家族構成：日本人の夫(50歳前半)、X、長女(中2)、次女(小6)の4人暮らし。子供たちは、二人とも前夫(フィリピン人)との間の子供である。Xは、時々フィリピンを訪れていた現在の夫と現地で親しくなり、現在の夫に誘われて日本に出稼ぎに来た。半年後に結婚し、それを機に、2人の子供を日本に呼んだ。半年ほどの日本での生活を経て、長女は中学校入学、次女は小学校5年生として転入した。子供たちは継父としばしば会っていたため、母親の再婚に抵抗はなかったようだが、日本での暮らしにはなかなか馴染めず、「生徒指導上の問題」が生じていた。長女と次女は、日本語はXより達者らしいが、日本の子供たちとの感情や気持ちの交流となると十分に伝えきれない・理解しづらいところがあるらしいとのことであった。X自身もそれは同様であったようだ。

②長女の生徒指導上の問題：完全不登校(中1の10月から)、深夜徘徊、喫煙、表沙汰になっていないがガムなどのお菓子類の万引き(頻回ではない)、多額ではないが家庭からのお金の持ち出し。それらのうち、学校が把握していたのは不登校と深夜徘徊であった。

③次女の生徒指導上の問題：不登校(小5の5月から)

(2) 相談内容及び経過

「困っていることは何ですか?」という筆者の問いかけに、Xは「〇〇(長女の名前)がお金を家から持っていくのをやめてほしい。それから私が帰宅する前にいなくなるのが困る」。その理由は、「●●(次女の名前)が家にいるから、〇〇が家にいなくなると私が仕事で遅くなったときに困るし、お金がなくなるのはもっと困る。」ということであった。つまり、Xが働いて遅くなった時に次女の世話をするのに長女が必要だ、ということである。夫(子供たちの継父)について尋ねると、夫は何の仕事をしているのかよくわからず、生活費が不安定だからXも働いているとのことであった。だから、家のお金を持ち出して勝手に使われるのは経済的に困るということであった。この話をXは何度も繰り返し、主張した。

繰り返される話の中で、長女の万引きの話が出てきた。Xは長女がガムと煙草を持っていることに気づいて、それを家から持ち出した金で買ったと推測して長女を責めた。長女は、ガムは万引きし、煙草と一緒に深夜徘徊していた知人(学校の友人ではない)からもらった、と返答したらしい。しかし、Xは万引きと喫煙についてはあまり気にしている様子ではなかった。

筆者が「万引きはよくないね」と言うと、「それは別によい。母国でもよくあった。でも、家のお金をガムなんかを使うのはよくない。みんなが食べるためのお金だ。」と即答した。喫煙についてもほぼ同じ見解である。これらが全てのフィリピン人の規範意識でないことは明らかである。しかし、日本では考えにくいやり取りである。実際、Xによると、フィリピン時代の生活では万引き程度のことは日常的に行われていたようだし、煙草を吸う未成年はごろごろしていると言う。これは、

外国人だから、というよりも「生活水準の問題（＝貧困）」である。こうした生活課題を抱えながら日本に移住してくる人々はこれまでもいくらでもいただろうし、今後も増えるだろう。そのとき、私的所有の観念を前提にして保護者や児童生徒本人に対処するわけにはいかない場合が生じるといふことでもある。

数回の面接を重ねたが、いつまで経っても不登校の話は出てこない。そこで筆者が話の流れを作って「子供たちが学校に通わないことはどう思っているの？」と尋ねると、「学校は行かなくてもよい」と一言で片づけた。理由を問うと、「家族が大事。〇〇は●●を世話しなくてははいけない。●●は学校に行っていないので、私が仕事で遅くなる時に〇〇と一緒にいなくてははいけない」ときっぱり言う。つまり、“家族の事情が最優先、特に年少の者の安全が重要である。だから、年長の者は家族を守るために学校に行かなくてもよいし、深夜に家を出ることは認められない。お金を持ち出すことは絶対に許されない”ということである。すなわち、Xの基本的な価値観は「家族が大切」である。その考え方自体は間違いではない。ここには、文化によって形成された価値観が根強く潜んでいる。それが国家の価値観であるか、Xが暮らしてきた地域の価値観であるかはわからないが、ある国のある地域に育った者の揺るぎない価値観である。それを本研究では「文化の問題」と記述してきたのである。日本では「生徒指導上の問題」となる事柄について、Xとの間に価値観の相違が見られ、不登校を話題にすることはあまり意味がないことに気づかされた。

追記するならば、不登校を問題にしないことは、特定の国の基本的な考え方ではなく、「生活水準の問題（＝貧困）」が根本にあると考えるほうが妥当である。本研究では紙幅の関係で論じないが、フィリピン以外の外国人児童生徒の保護者に学校に関するこうした考え方があることは他の事例でも筆者は経験している。

（3）Xに対する教育相談の実際

外国人児童生徒の保護者は、長年、自国文化とそこでの生活の中で生きてきて、その中で身につけてきた価値観や考え方を児童生徒よりも変えることは難しい。しかし、保護者の考え方を部分的にでも変えてもらわなければ、児童生徒に対する教育支援が進まないし、今後日本で生きていくかもしれない児童生徒の社会化にも影響を及ぼすことは明らかである。これを前提として、教育相談を進めなければならない。

Xへの対応についての筆者の実践方針は、大まかに言えば、「Xの価値観を尊重」しながら、「論理的・構造的な説明と説得」を行い、「方針を協力して見出し実行すること」であった。手順は以下のものであった。

まず、日本の教育を子供たちに受けさせたいかを確認した。これについてはXも可能ならばそうしたいと言う。

次に、日本で「生徒指導上の問題」となる「事実あるいは行動」についてXに説明した。ただし、価値（善悪）としてではなく現象として列挙した。長女の「問題行動」に即して言えば、不登校・喫煙・万引き・深夜徘徊・家からのお金の持ち出し、という事実・行動である。これらの取り上げ項目は、日本における生徒指導上の問題（＝日本の教育的価値観）の観点から選ばれたものである。各々の取り上げ項目がなぜ問題になるかについて簡単に説明を行った。たとえば、喫煙は身体の健康に影響がある、といった説明である。

三番目に、Xが重視している価値、Xが解決したい問題群、日本の教育的価値観に即した取り上

げ項目の3つの課題を主題として論理的・構造的に検討し、Xに受け入れやすい解決方法を提示した。Xであれば、Xが重視している価値は「家族が大切」であり、解決したい問題群は長女の「深夜徘徊」と「家からの金の持ち出し」である。これらに「日本の教育的価値観に即した取り上げ項目」を加えて、Xの願い、子供の利益、日本の教育的価値観が最大限に実現できるように、論理的・構造的に解決策を検討した。

筆者が提示した解決策は「長女と次女の両者、あるいは次女が学校に行くこと」である。なぜなら、長女も次女も学校に行けば、長女が次女の世話をする時間は下校後のみとなる。学校に行くことでそれなりに疲れが出るし、勉強がわかり、友人ができ、宿題等があれば、深夜徘徊する体力も時間も奪われる可能性がある。そして深夜徘徊の仲間と距離をとることができ、万引きやお金の持ち出しも改善されよう。登校して給食を食べることで栄養面の保障を安価に担保できるし（給食費の拠出が可能であることをXに確認した）、やはりお金の持ち出しや万引きをする背景の一つをなくすことになる。ついでに、喫煙も学校にいる間は教師の目があるので難しくなる。そうなれば、子供たちは規則正しい生活の中で教育を受けることで「家族が大事」という価値観が守られる。Xも安心して働くことができる。もちろん、現実はその簡単にはいかないが、学校に外国人児童生徒の学習支援、彼（女）らを含めた学級づくりを構成していく準備があれば、一定程度の成果は見込めるだろう。筆者としては、提案のうち、「次女の登校」を優先事項と考えていた。理由は、長女の「お金の持ち出し」は確かに家計への影響がないわけではないが、決して多額なものではなかった。つまり、Xの「家族が大切」という価値観はそれなりに長女にも伝承されており、それゆえ、長女の不登校は妹の世話を言い訳にしている可能性があったからである。

しかし、Xは、早期に長女の「深夜徘徊」と「お金の持ち出し」を解決したいと考えていたため、両者の登校を希望した。

そこで、Xの希望を優先し、二人が登校できるような関わりについてXと考え、Xが働きかけた。しかし、両者一緒に働きかける難しさがあったこと、とりわけ妹の不登校を理由にした長女の反発が強かったために、二人一緒に登校はうまくいかなかった。

筆者は、Xに次女の登校から始めることを再び提案した。次女の方がXからの登校圧力がかけやすく、小学校が少人数学級であったため、担任の関わりが期待できるという利点があり、教育支援が行き届きやすい状況にあった。さらに、次女が登校すれば、長女の言い分は通らなくなるし、学校と家と比較すれば学校の方が安全だから、Xも長女を説得する根拠が生じることを説明した。Xはこの提案を了承し、次女の登校に焦点を絞って対応することになり、学校の協力も得られて次女の登校は軌道に乗っていった。

長女の場合、学校の受け入れ状況が整わない面もあり、次女よりも紆余曲折をたどっていたが、次女の登校が安定するにつれ、Xの強い押し出しによって長女も部分登校をするようになっていた。

(4) 外国人児童生徒の保護者対応に関する覚え書

外国人児童生徒の保護者への教育相談対応の要点として3点述べておく。

まず、異文化の間で行われる教育相談対応の原則について。ほぼ同じ文化に属する者の間で行われる教育相談（カウンセリング）の場合、一般的には感情や認知を変えるためのカウンセリングが重視される。問題認識や規範意識が共有されている場合は、それらの方法の採用は問題ないであろう。しかし、外国人児童生徒の保護者となると、価値意識が異なるため、感情を理解しても解決の

方向性が両者で共有されない可能性が生じてくるし、認知の変化を求めるにしても基本的には“こちら側の価値観”を押し付ける方向性になりやすく、外国人児童生徒の保護者は適応を強いられる状態になる。感情の変化のための傾聴や、認知を日本流に変化させるための関わりだけではうまくいかない。むしろ、問題を解くための具体策を論理的・構造的に考えたほうがよい。もちろん、広義にこれを認知の変化と呼ぶことは可能であろうが、異文化間の教育相談の場合、どちらか一方の文化的価値が優先されるとなれば、認知の変化というよりも根底的価値の強要という印象が強くなる。したがって、異文化を扱う教育相談は、各々の文化の価値観を認め合い尊重することを基本原則とすべきであろう。

二点目は、問題を解くための手順である。その一つの在り方が前述したものである。敷衍すると以下の5つの手順になる。

①日本での教育や暮らしを望むことの確認を行う。

②クライアントが悩んでいる問題群を確認し、その背景にある根底的な価値観を洞察する。

③日本の文化的・教育的価値からの問題項目を列挙する。前述の列挙項目（不登校とか深夜徘徊とか）がこれに当たる。ただし、価値や善悪を除いて事実・行動として列挙し、なぜそれらが問題となるかについて説明を行う。

④「クライアントの文化的価値」、「クライアントが悩んでいる問題群」、「日本の文化的・教育的価値からの問題群」を照合して、「クライアントの文化的価値」のまなざしから、解決策を論理的・構造的に考察する。

⑤解決策をクライアントに提示して、話し合い協力しながら、できることから実行していく。

しかし、③における、事実・行動としての問題項目は、それらが日本におけるものである以上、すでに価値が潜んでいるのであり、そこからまったく自由になることはできない。それゆえ、どれだけ保護者の価値観を尊重したとしても限界があることは確かであろう。

三点目。二点目とも関係するが、外国人児童生徒の保護者は学校においても保護者同士・地域の中でも孤立することが多く、相談相手が少ない。経済的にも豊かでないことが多く、そのため保護者が多忙であったりする。そうした状況では、保護者自身が地域の人々と関わり、地域の考え方を吸収する機会に恵まれないことになる。それゆえ、外国人児童生徒の教育支援に関しては、児童生徒の学校内の受け入れ体制の整備だけでは不十分である。保護者を学校や地域の中で受け入れながら、地域の考え方や日本の教育的な価値観と保護者のそれを擦り合わせていくのかについて、一層の方策・施策を展開していく必要がある。

3 総合考察と今後の課題

外国人児童生徒 A と保護者 X の事例の実践報告をしてきたが、本報告からもわかるように、この問題の本質は、「文化的価値の擦り合わせ」に行き着く。その視点から、学習支援や生徒指導、さらには保護者支援も考えていかなければならない。

最後に総合的な考察を行い、今後の課題について整理しておく。

①校内指導体制の充実：外国人児童生徒に対する学習支援体制として、加配教員の配置、言語学

級等の校内的協力的体制の強化が必要であり、それらの体制の充実による取り出し指導等が指導体制として必要である。また、個別の指導計画作成は必須であり、個別の教育支援計画の作成も今後の課題となろう。とりわけ、個別の教育支援計画については、多くの実践成果を踏まえた研究が求められるところである。

②学習支援の方法：児童生徒への関わり方として、筆談、本人の興味や関心事を大切にしておくことの大切さが実践的に確認された。また、ICTの積極的活用は今後重視されるべきであろう。現在、文科省から各都道府県に外国人児童生徒用の教材が送られており、茨城県においても、帰国・外国人児童生徒ハンドブックが県教委のホームページからダウンロードできるようになっている。教材作成においては「かすたねっと」の一層の活動の拡充が必要となろう。また、学習支援においてJSLの有効性が提起されている。このことは文化・価値観の問題とも関連しており、外国人児童生徒のこれまでの暮らしや価値観を重視しながら、日本でのそれらを身につけていくという両方の文化・価値観を尊重することにつながるものとして評価できるだろう。この分野で一層の研究と実践報告が期待されるところである。

③家庭の協力：日本語の習得については、家族の中に日本人の保護者がいる場合、家庭の日本語学習への協力を要請は必須である。また、後述するが、家族が地域とつながることができれば、子供にとって日本語環境が豊かになることは間違いない。それゆえ、家庭の協力の程度は、地域と家族の関係がどのようなものであるかによっても大きく左右されてくる。この意味で、家庭の協力は、地域社会の受け入れ、家庭が地域社会に自分たちをどれだけ開くことができるかによっても異なった状況となることが予想される。

④学級経営方法及び保護者対応の充実：①から③に見られるように、これまでの対策は改善されてきたとはいえ、「日本語指導」、外国人児童生徒個人への「学習支援」が重視されてきた経緯がある。しかし、本研究でも指摘したように、外国人児童生徒を含む学級経営に関わる手法、保護者の価値観が児童生徒の学校生活に及ぼす影響等については研究や報告が十分にはなされていない。これらについては、本質的に、「文化的価値」の問題として捉え、その視点から研究がなされ、対策が講じられていく必要がある。

⑤学級経営の展望：本研究でも指摘したように、言語問題に関する考え方としてはUDL原則を参考にすることが必要であろう。たとえば、学級の中で外国人児童生徒が自分の育った国の言葉や考え方を日本の児童生徒に伝えるような授業やの試みや、そういう機会を意図的に設ける試み、PTA集会等での外国人児童生徒の保護者たちが自国について紹介する機会を持つ取り組み等があるとよいだろう。また、地域の中で外国人を受け入れるための場や機会を持つことなどが必要となるであろう。

⑥教育相談の充実：生徒指導や保護者対応については、日本の教育的価値観と児童生徒や保護者の価値観の相互尊重を前提としつつ、保護者の文化的価値観のまなざしから教育相談の在り方を考えていく必要があることを指摘した。保護者に対する教育相談的な支援についての研究がほとんど存在しないため、本研究において3つの原則と5つの手順を提起したが、(5)で述べたように、保護者自身の安心や安定のためにも、地域での受け入れ態勢の強化は必須である。外国人居住の国内分布は偏在化の傾向が見られるにせよ、それらの地域での受け入れの取り組みは他の地域でも有益な情報となろう。それゆえ、国にも地方自治体が協力して、地域援助の仕組みづくりを施策とし

て展開していく必要がある。そして、今後、異文化間の相談の理論や方法についてさらなる研究が積み重ねられる必要がある。

引用文献

- 太田晴雄. 2000. 『ニューカマーの子どもと日本の学校』 国際書院
- 栗原真孝. 2008. 「ニューカマーの子どもを対象にする教育行政の特徴に関する研究—文部科学省の施策に着目して—」 『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』 別冊 16 号-1, 177-186 頁
- 文部科学省中央教育審議会答申. 2015 年 12 月. 「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について」
- 文部科学省. 2008 年 6 月. 「外国人児童生徒教育の充実方策について」 (報告)
- 文部科学省学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議. 2016 年 8 月. 「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について」
- 大野彰子ほか. 2015 年. 「外国人児童生徒の教育等に関する国際比較研究」 科学研究費報告書